

(地すべり被害の防止による評価)

(区分)

国補

事業名	地すべり防止	事業箇所	南巨摩郡	身延町	伊沼	地区名	伊沼(いぬま)	事業主体	山梨県	
(1)事業概要								妥当	妥当でない	
①課題・背景	<p>本箇所は、南巨摩郡身延町伊沼地内の林野庁所管地すべり防止区域(H27.3指定予定)に位置している。当該区域内には多数の地すべり地が存在している。近年、連年の豪雨等により斜面内に明瞭な段差地形が形成されるなど、地すべりの様相を呈していることから、早急に地すべり対策工事を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>				<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・地すべり等防止法に定める負担義務者はなく、極めて公共性が高い</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・地すべり等防止法第7条の規定により都道府県知事が実施</p> <p>③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 9.82 > 1.0 ・便益(B) = 1655 百万円 ・費用(C) = 168 百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・多量の土塊の移動を防止するため、地すべり対策工を実施し土砂災害を未然に防止する</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・今年度中に林野庁に当該地域を地すべり防止区域として申請し指定される予定であるため、治山事業による整備が最も有効</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元身延町から強い要望あり</p> <p><妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する</p> <p>(4)事業間優先度評価 「地すべり被害防止」であるため、優先度評価はなし</p> <p>(5)総合評価</p>				○	
②整備目標・効果	<p>○地すべり被害の防止 保全対象 人家49戸 国道400m 町道300m 避難地1箇所</p> <p>緊急度・危険度 16 ≥ 10点 ※</p> <p>(※評価基準値)</p>								○	
□主要目標									○	
□副次目標									○	
□副次効果									○	
(2)整備内容と整備量									○	
①整備内容	山腹工1.00ha 谷止工1基								妥当性評価の結果から実施が妥当	
②整備期間	平成27年度～平成31年度								【事業位置図等】	
③総事業費	約190百万円(国費91百万円(1/2) 県費99百万円(1/2))								省略	
④全体計画	平成27年度 山腹工(1.00)ha 30百万円 平成28年度 山腹工(1.00)ha 40百万円 平成29年度 山腹工(1.00)ha 40百万円 平成30年度 山腹工(1.00)ha 40百万円 平成31年度 谷止工 1基 40百万円									
⑤既整備内容・期間・事業費	昭和40年度 積工1基 1百万円 昭和44年度 谷止工2基 4百万円 昭和52年度 谷止工1基 8百万円 昭和53年度 谷止工1基 10百万円 平成14年度 谷止工1基 30百万円									